

(届出概要説明資料)

審議案件に関する概要

令和4年2月21日第2部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第6条第2項(変更)
届出日	令和3年7月19日
担当部署	北海道渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社長崎屋 代表取締役 赤城 真一郎	東京都目黒区青葉台2丁目19番10号

2. 届出事項

(1)店舗名及び所在地	MEGAドン・キホーテ函館店 函館市美原1丁目7番1号	
(2)小売業者名、代表者名及び住所	株式会社長崎屋 代表取締役 赤城 真一郎 東京都目黒区青葉台2丁目19番10号 ほか38社	
(3)変更日	令和4年3月20日	
(4)店舗面積の合計	6,806㎡	
(5)施設の配置	駐車場の収容台数 (変更前) 989台 (変更後) 716台	
	駐輪場の収容台数	392台
	荷さばき施設面積	718.8㎡
	廃棄物保管施設容量	147.44㎡
(6)施設の 運営方法	開店・閉店時間 開店時間 午前8時00分 閉店時間 翌午前3時00分	
	駐車場の利用時間帯	午前7時30分～翌午前3時30分
	駐車場の出入口数	出入口3箇所、入口1箇所、出口1箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	指針に基づく 必要駐車台数1,166台 > 変更後の収容台数716台
	従業員駐車場等の整備	190台 (敷地外)
	駐輪場 (自動二輪車を含む) の整備	392台 (自転車392台、自動二輪0台)
	来客車両等の入出庫方法	平面自走式、ゲート等なし
	搬入車両等の誘導	変更なし
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や後進時の誘導など、歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。 ・出入口看板等により、安全と円滑な自動車誘導を図る
	交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の運営においては、交通整理員を配置しなくとも問題は生じていないが、混雑が予想される場合は適宜配置する。
除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・出入口は車両からの視距が十分確保できるよう配慮する。 	
(2) 関係行政機関との協議状況		
公安委員会		
北海道警察函館方面本部 函館西警察署交通課規制係		令和3年3月3日 計画概要を説明。特段の意見なし。
地元市町村		
函館市経済部商業振興課		令和3年3月2日 計画概要を説明。特段の意見なし

4. 市町村、住民等の意見

(1) 市町村の意見	令和3年10月29日 意見なし
(2) 住民等の意見	北海道告示 令和3年9月29日～令和4年1月31日 意見なし

5. 道 (渡島総合振興局連絡調整会議) の意見

【環境生活課意見】

北海道地球温暖化防止対策条例に基づき、一定規模 (自動車の駐車の用に供する面積が500㎡) 以上の設置管理者は、駐車場利用者に対し、アイドリング・ストップの実施を周知する必要があります。

(その他、商工労働観光課、農務課、建設指導課は意見なし)

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺の地域における生活環境の保持の観点から審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている配慮事項のうち、届出書等に記載された計画においては、対象としたすべての項目で、大規模小売店舗立地法第4条の指針に沿った配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が、地域の周辺環境の保持に支障はないものと認められる。

函館市からは、指針で示された事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。